

平成 30年 第 4 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	平成 30年 12月 5日 (水)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 議	平成 30年 12月 10日 (月) 10時 00分
散 会	平成 30年 12月 10日 (月) 13時 39分
出席議員	議長 矢 野 勉 1番 深 野 良 二 2番 田 口 譲 司 3番 横 山 善 美 4番 山 本 一 洋 5番 奥 村 忠 義 6番 木 村 博 文 7番 石 丸 時次郎 8番 (欠 員) 9番 山 本 久 矢 10番 川 上 康 男 11番 福 本 秀 昭 12番 梅 田 美代子 13番 一 木 哲 美 14番 河 内 直 子 15番 田 中 政 浩
出席議員数	15名
欠席議員	な し
地方自治法 第122条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文 教 育 長 入 江 哲 生 総 務 課 長 大 武 一 幸 企 画 課 長 岩 下 定 徳 財 政 課 長 神 本 浩 美 税 務 課 長 藤 本 英 明 住 民 課 長 亀 田 美 香 健 康 課 長 古 川 秀 志 環 境 防 災 課 長 倉 掛 俊 一 建 設 課 長 堀 内 明 都 市 計 画 課 長 林 浩 嗣 農 林 商 工 課 長 近 藤 亮 太 上 下 水 道 課 長 川 波 剛 福 祉 課 長 重 信 利 子 こ ど も 課 長 一 木 眞 澄 教 育 課 長 橋 本 照 美 生 涯 学 習 課 長 松 尾 和 彦
欠 席 者	な し
会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局議会係長 仲 村 浩 之 中 原 玲 子

議 事 録

平成30年第4回定例会

[一般質問]

平成30年12月10日（月）

開 議	
議 長	皆さん、おはようございます。 本日の出席議員は、１５人につき定足数に達しております。 これから本日の会議を開きます。 （１０：００）
日程第１	
議 長	日程第１「一般質問」を行います。 質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。 １０番 川上康男議員
川上議員	皆さん、おはようございます。 １０番 川上でございます。 ちょっと風邪を引いて、きのうからちょっと声が変わっておりますが、一生懸命お聞きしたいと思っております。今まで一般質問で初めにしたことがありません。きょうが最初で最後でございますので、よろしくお願いしたいと思います。 通告に基づきまして、今後のまちづくりについて２点質問をいたします。 まず、移住・定住対策に向けた今後の農業振興地域の見直しについてお尋ねをいたします。 この件については、先月１１月１１日、町長、副町長、企画課長も参加されておりましたし、多くの議員の方もお見えになっておったわけですが、南部５区ふれあいまつりで南高田区の住民の方から住宅の建設について相談を受けたものでございます。 この地域は西鉄不動産が開発した集落ですが、スーパーもあり、甘鉄の駅があり、生活する上で環境に恵まれ、筑前町に来てよかったということと言われておりました。 また、筑紫野市におられる弟も移住を考えているそうですが、太刀洗駅前、少年大使館近くに農地があるが、この農地は住宅が建設できないのかというようなことでお尋ねをされたわけでございます。 そのときに私も今回で議員を辞めますが、最後の１２月議会で質問してみましようということで約束をしておりましたので、きょうお尋ねをしておるわけでございます。 そこで、本町の優良農地面積、生産性の低い第２種、第３種農地面積は今どのようになっているのか、まず担当課長にお尋ねをいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 まず、優良農地の面積でございますが、原則転用できない農業振興地区内の農用地及び１０ヘクタール以上の規模の優良な営農条件を備えた第１種農地と考えておるところでございます。 本町の農地面積約２，５４４ヘクタールのうち農振農用地は約２，２８７ヘクタールで、ほとんどの農地がそれに該当しておるところでございます。 第２種農地とは、市街化が見込まれる農地または生産性の低い１０ヘクタール未満の小集団の農地、あるいは第３種農地とは、市街化の区域または市街化の傾向が著しい区域にある農地と定められておるところでございます。 第２種、第３種の面積のことでございますけれども、この区分判断をする場合、上下水道の整備の有無、公共施設や駅、病院などからの距離によりその農地一筆ごとに判断をし、確定をする必要がございます。 また、周囲状況により随時農地区分というものは変わりますので、現在、第２種、

	第3種面積などの面積の把握はしていないところでございます。 以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	ほとんどの農地が農業振興地域というようなことでお聞きしました。 ただ、この県の基準ですね、これも私もちょっとホームページを開いてみたんですが、駅から500メートル以内が第2種と、そして300メートル以内が第3種というような形でここに書いておられますし、この第2種、第3種については、第3種は全て原則許可ということになっておるようでございます。 そこで今、本町のほうで住宅開発が一番進んでいるのが、私は当所区だと思います。当所のバス停ですね、駅前、もう道下、道上にしてももう全てアパートなり一戸建てが非常に建っているわけですが、その建っている住宅の近くで店もできて、カレー、ハンバーグの店もできておりますし、私、そこで食事したことがあるんですが、本当に建設ラッシュでございまして、前からおられる方に話をしますと、新しい方が見えて心配もあるが、やはり子どもたちが増えることは非常にいいことだというようなことで言われておりました。 その当所区ですが、ここは市街化の傾向が著しい区域にあるという農地と判断して、ここは市街化区域になっていて、すぐ許可が出て建設になったわけですかね。ちょっとお尋ねします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 今、議員御質問の当所区につきましては、基本的にはあそこは第1種農地、10ヘクタール以上の土地につながるような土地ではございますが、現存する集落に隣接する農地につきましては、不許可の例外という形で現在進んでおるところでございます。 御存じのとおり当該地区につきましては、現在の集落から、言葉はちょっと悪うございますけれど、にじみ出るように広がりを見てあるような形で住宅地が建設されていると考えておるところでございます。 以上です。
議 長	川上議員
川上議員	第1種農地でそういうふうな一つのやり方もあるということですね。 そうしますと、今度相談を受けた南高田から原地蔵区ですね、で、山隈区、レールバスの近隣ですね。あそこはもう、それこそ300メートル以内にあれだけの農地がたくさんありますね。その地域については、今どのような状況なんでしょうか。第2種、第3種農地とか、それとも農振地域内の農地なのかお尋ねします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 当該地区につきましては、まず宅地開発がある場合、二つの規制があります。それはもう御存じかと思いますが、農振、いわゆる農振除外、それから農地転用の関係でございまして。 まず、あの地区につきましては農振農用地区に該当をしております。まず、これを外す必要がございます。そのためには一つの大きな条件といたしまして、ゾーンで外すのではなくて個別で具体的な計画があることが必要でございます。 ですから、農振農用地区の除外、それから農地転用、これはもう同時に進める必要がございます。とりあえず外そうという形ではできません。ある程度、具体的なものでなければ外せないという形になります。 それともう一つは、もし建物などを建てられる場合に、田んぼのど真ん中というの

	は、これはまた一つの規制がございます。あくまでも隣接する集落沿いから、先ほど申しましたようににじみ出るような、そういう開発であれば許可要件に該当することもあるかと考えておるところでございます。 以上です。
議 長	川上議員
川上議員	個別じゃないといかんということになれば、逆に言えば、乱開発といいますか、もう勝手に建てていけば、何といいますか、歯欠けと言いますか、非常に問題が出てくるのかなというような心配もするわけですね。 当然、町の基幹産業であります農業生産のための優良農地を確保することは当然重要なことだと私も考えておりますし、ただ、今申しましたように、確実に今後訪れる人口減少に備える対策として、人口を増やすための対策としては、今申しますような第2種、第3種農地、駅から500メートル以内とか300メートル以内、そこは皆さんも全て住宅が建っておるわけでございますので、そういうところは、ぜひ許可をすぐにでもできるような対策が必要じゃないかなと私は思いますし、また、そういうところじゃなくても本当に、集落の中にも圃場整備したら本当に小さい田んぼで農業作業するにも非常に厳しいような農地もあります。 そういうものについては、私は、早急にそういう開発をしたほうがいいんじゃないかなと思うわけでございますし、これは当然町長の考え方というか、力がないとできる問題ではございませんので、町長の見解をお尋ねしたいと思います。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 農振法、農地法の適用・運用につきましては、全国の自治体からさまざまに要望がなされているところでございます。これは、町村長会でも要望をスローガンとして掲げておりますし、議長会のほうも同じような要望をなされているんだろうと思っております。全国の自治体、特に都市近郊の自治体については、農地転用の緩和というのを積極的に呼びかけております。 いかんせん、これは法律でございます。法律に抵触するようなことは自治体としても当然できるわけではないということでございます。 本町がヤクルト用地を農振除外をいたしました。このことについては今、県内にいろいろ自治体がどういった手法で、考え方のもとで除外ができたのかという視察も来ているところでもございます。それと、時代は当然農用地の緩和も必要だと思いますけれども、コンパクトシティという考え方もまた同時進行でございます。 人口減少社会においては必要以上にインフラ整備を拡大しないと。例えば上下水道整備は莫大な投資を必要とするわけでありまして。だからこそ、今の上下水道を整備した地域により人口を集中させるというのが、コンパクトシティの基本的な考え方だろうと私は理解するところであります。 我が町につきましても、将来的には人口は減少する。福岡市ですら減少するという予測でございますので、減少してまいります。その折には、どう整然と土地利用計画を立てるのか、やはり20年、50年の展望に立った土地利用計画が必要だろうと思っております。 ただ、その中でも例外的に言われますような、山隈の地域とか国道沿線の圃場整備がなされていない土地等については、上下水道の整備も利用できますので、そういうところはむしろ積極的に転用も行っていくべきだろうと考えております。しかし、新たな上下水道を整備して行うということは、うちの今の下水道会計からしても、将来の負担を考えると抑制すべきではなかろうかと、そのように考えます。 以上でございます。

議 長	川上議員
川上議員	今言われますように、今さらまた上下水道整備してと、これは確かに無理だと思います。ただ、今の地域においてはもう本線が通っておるわけですね。で、駅も近い。現に住宅がそれだけ原地蔵にしてもあるわけですから、そういうところについてやはり今後の人口減少を見据えたら、今のうちに3万人という目標がもうわずかでございますから、そのための施策は私は必要じゃないかなというようなことを考えておりますので、ぜひ今後御検討といえますか、そういうことができますようにお願いしたいと思っております。 それでは次の質問でございますが、今後到来する人口減少に向けた公共施設の管理の考え方についてお尋ねをいたします。 本町では、合併時の新町建設計画に沿って多くの事業を実施し、住民に身近な公共建築物や道路、橋梁、上下水道等インフラ施設などにより町の資産は大きく膨らみました。平成28年3月に策定した筑前町公共施設等総合管理計画によれば、今後、基本方針に基づく公共施設等マネジメントを実施することで、財政規模に応じた公共施設の維持管理更新を行い、将来世代への負担増大につながらないよう数値目標を設定することになっています。 今後の取り組みについては、本計画に基づき公共施設等の類型ごとに、誰が、何を、いつまでに、どのように見直していくかを具現化した実行計画を立案するための委員会を組織し、検討結果については、筑前町行政改革推進本部等における審議を通じて決定するとしていますが、現状の取り組みについてお尋ねをいたします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 全国的に公共施設の老朽化が大きな問題となっており、国は公共施設の適切な整備や更新、長寿命化を計画的に行うための計画策定に取り組むことを全国の地方公共団体に要請をしております。 本町におきましても、議員言われましたように、国のインフラ長寿化基本計画に基づきまして、平成28年3月に筑前町公共施設等総合管理計画を策定し、その中でさらに、公共施設などの類型ごとに見直しを具体化した実行計画を策定することとしております。 具体的には施設ごとに基本的な方針を定め、計画に沿った公共施設マネジメントを推進していくための個別施設計画を策定することとなります。 国におきましては、平成32年度までのできるだけ早い時期に策定することとされており、本町におきましても早期策定に向けた準備を行っておるところです。具体的には、計画策定に必要な施設ごとの維持管理に要するコストや、施設長寿命化などのための費用推計などの資料作成を行っているところでございます。 今後は、町の行政改革推進本部における検討部会などを設置し、施設ごとに長寿命化、建て替え、複合化、除去などの具体的な実行計画を検討していくこととしておるところです。 以上です。
議 長	川上議員
川上議員	この計画書ができて、もう2年10カ月程度が経過しておるわけでございますが、この計画によれば平成20年代後半から大規模改修などの更新費用が増加し、2033年には更新費用がピークとなり、更新費用が大幅に不足してくるというようなことまで記述されております。 これは12月5日に糸島市が新聞に載っておりました。もう、皆様見ておられると思います。で、これを開いたら、糸島市の広報、これは二十数ページあったんですか

	ね、2ページから13ページまでがそのことについて作られて、これを市民の方の全てにこれを配布されたと。こういう取り組みをしていきますよということを漫画方式で作られて、読みやすいようにしてあるようです。 本町も今からということなんですが、このような状況の中に、いつも言いますように、人口減少、また少子高齢化が確実に本町にも訪れます。合併によって同じ目的を持つ施設、これは私も今まで図書館なり、めくばり館とか、さまざまな同じ目的を持ったものの統合ということで何回か質問をさせていただいたわけですが、今後、今申しますような人口減少、少子高齢化が将来訪れる中では、やはり維持管理の抑制のためには統合も必要じゃないかなというようなことで思うわけです。 町長は来年4月で田頭町政3期目の折り返し点を迎えられるわけですが、今後のまちづくりについて、このようなことも含めて、どのような見解をお持ちなのかお尋ねをいたします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 私は、まちづくりは永遠であり、生き物であると、そのように考えます。 昨年立てたプランが翌年にはなかなか修正を余儀なくされる、そんな時代の変化が今、到来しているんだろうと思っております。特にここ数年を見ましても、災害という問題がこんなに大きくクローズアップされた時期はなかっただろうと。前回の計画にもそういったことは余り想定されずに計画がなされておりました。 しかしながら、時代は変わってまいりました。150年と言われるような災害が2年連続で起こり得るということにつきまして、災害対策をもっと充実しなければならぬということは明白でございます。 あわせまして、ため池問題でもございます。ため池は農業用のものであると、災害という視点がかかなり我々は薄くなっていたのではなかろうかと自分自身も反省するところでもあります。このため池改修、安全なため池管理のための施策が今後大きく必要になってくるということも、また明白だろうと思っております。 このように、昨年まではなかなか考えが及ばなかった分野にも対策が必要になってくる、これがまちづくりだと思っております。そういった中で今後は、今まで皆様方と一緒にやってきた食と平和というこのまちづくりの大きなテーマ、これは筑前町の個性として当然継続すべき、発展すべき事業だと、考え方だと思っております。 それにあわせまして、子育て支援、福祉ももちろんでございますけれども、子育て、それからまた健康とかそういったソフトな分野がさまざまに今後必要になってくるということでもあります。そういった高齢社会というものを本当に現実に踏まえながら、少子化社会をしっかりと踏まえながら、まちづくりを進めていくことが重要だと考えます。 具体的には、また当初予算の折に考えなりを表明させていただきたいと思っております。 以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	私は、合併してもう14年近く経過をするんですが、別な面の見方といいますか、お互いの複合施設があって、それを利用すればお互い便利性があるのは確かなんですが、逆にそのために今度は交流が生まれてないんじゃないかなというふうに思ったわけですね。 ですから、私は一つの施設を両方の皆さんが利用して、それで交流が深まって、そこに筑前町が合併したときの皆さんが仲よしになって、そして交流が深まってというふうな方式が私はちょっとあってもいいんじゃないかなと思ったのかなと。

	それと同時に、施設は一本化して維持管理の節約をしていくと、私はそういうことをちょっと思っておったもので、今までそういうことで何回も質問してきたわけです。 というのが、何といたしますか、別に夜須町の人を知らなくても、どこに何があるかわからなくてもいいというような方もおられます。これはやっぱり合併の効果として非常に残念なことだと私は思っておったものですから、そういう方面から見れば、やはり一つの施設を皆さんで利用しようやと、そして仲よくしようやという概念を私は持っておったものですから、今まで質問させてもらっておったことでございます。 合併後初めての町議会議員選挙が平成19年1月に実施され、私は手柴町政と2年2カ月ばかり、また、田頭町政とは9年と10カ月ばかり住民福祉のために取り組んでまいりました。 実質、新町建設計画に沿って取り組んだ事業は田頭町政からであります。有利な合併特例債を活用して全地域に整備した上下水道、主要生活道路、教育施設、町営住宅、多目的運動公園等を整備し、本当に住民の方はこれで非常に合併効果を得られておるんじゃないかなというふうにも思います。 と同時にまた、大きな事業も終わったわけでございますが、私はその中で一番心配しておったのは、やはりオンリーワン事業でございました。町民の方々からこのような施設が必要なのかと、もう箱物は要らんぞというふうなことで言われたことを覚えております。これを説明するのに非常に危惧したことも考えておりました。 ただ、この施設について100万以上の方が来場され、始めは減少していた人口も、緩やかですが増えてきたということでありますし、本当にこのオンリーワン事業は私は間違いなかったというふうに考えておりますし、この二つの町の合併は正解だったと私は思っております。 しかしながら、このような取り組みのために借り入れした起債残高は、特別会計を含めると、前年度末では300億円を超えております。そして、また償還金額がピークを迎えるということで本当に心配もしているわけですが、また今後、この施設等管理計画によりますと、平成33年ごろ、また大変な費用がかかってくるというようなことでございますので、ぜひこの厳しさを乗り越えるためには、来年1月に新しい議員14人が決まります。田頭町政と議会が一体となってこのまちづくりにさらなる努力をしていただくことを祈念いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。 ありがとうございました。
議 長	これで10番 川上康男議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をします。 10時40分より再開します。 (10:26)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (10:40)
議 長	12番 梅田美代子議員
梅田議員	おはようございます。梅田でございます。 本日が最後の一般質問でございます。これまで約20年間に渡り町民の皆様から御支援・御支持をいただき、議員として活動させていただきましたことに心より感謝申し上げます。 町民の皆様、そして町長始め職員の皆様には大変お世話になりました。定例会では

	毎回一般質問に立たせていただき、町政へ数多くの提言をさせていただきました。私の提言へ理解と共感をいただき、多くの提言を町政へ生かしていただき、政策として実現していただきましたことに心より感謝申し上げます。大変にありがとうございました。 それでは質問に入ります。 まず、1 番目です。障害者差別解消法が施行され、合理的配慮が求められている医療的ケアが必要な子どもへの配慮状況について伺います。 障害者差別解消法が施行されていますが、法の施行以前から障がいのある方に対しては、既にさまざまな角度から合理的配慮はしていただいていると認識しております。今回は医療的ケアが必要な子どもさんへの配慮について伺います。 保育園、小中学校に現在医療的ケアが必要な子どもさんはおられるのか、医療的ケアには看護師が必要です。保育所、学校の看護師配置の現状、医療的ケアを要する子どもさんへの配慮は的確に行われているのか、まず伺います。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 筑前町での保育所の状況を説明させていただきます。 現在、医療的ケアの必要な幼児が入所しておりますけれども、個人を特定される内容は申し上げられませんので、概要のみを申し上げます。 この30年4月から医療的ケア、鼻のほうから経管で管を入れまして栄養補給が必要な幼児が市立保育所に入所しております。それまで保護者のほうが家庭で行っていた医療行為——食事や水分を管から注入するような行為ですけれども、それを保育所で実施する必要が出てきております。 入所しました保育所には常勤の看護師が1名おりまして、毎日の栄養補給や水分補給はその看護師が行っており、看護師が休暇のときには保護者が保育所に来所して行っていたという状況です。 しかし、看護師が今年度中に産休に入るということがわかりましたので、代替りの看護師のほうを保育所、それからこども課も一緒になって探しておりますけれども、雇用に至っていない現状です。今も保育所と保護者のほうで工夫をしながら対応されているという状況です。 以上です。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 学校において医療的ケアが必要な子どもにつきましては、現在小学校に1名在籍しております。 当該校におきましては、健康状況や医療的ケアの頻度、想定される緊急時の対応などについて説明を受けた上で、学校で対応できる範囲についてあらかじめ学校と保護者の双方で共通理解を図りまして対応を行っている状況にあります。 以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	今、こども課の課長の説明では、保育所に1人おられるということで、残念ながら看護師さんが今休暇を取られて、その後の対応というのが、看護師さんの確保ができていなくて保護者と保育所で対応していただいているということでございますし、小学校におきましても1名在籍されているということでございますが、こちらのほうは看護師は特別、現状は必要ないのではないかとというふうに理解しております。 今、現実には社会的な状況を見ますと、看護師の確保、医療現場のみならず福祉現場においても確保はかなり厳しいということが言われております。しかしながら、支援

	を必要とする人がいる以上は看護師確保にしっかり努めていかなければなりません。 雇用確保にどのように取り組まれるのか、確保が厳しい現状でございますが、そこをいかに確保に努められるのかということ、このことは身近に考えますと人件費、報酬アップということが一番考えないといけないことじゃないかなというふうにも思いますが、その点、財政的な視点になります、どのように今後考えていかれるのか町長のお考えをお伺いしたいと思います。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 うちの賃金水準が相対的に低いということではないというような認識を持っているところでございます。そういった中でも、やはり全国的な人手不足の中で、特に資格取得者が不足しているということでございます。 ぜひ努力はしてまいりたいと思います。昨年度、一昨年度からの保育士の募集につきましてもさまざまに工夫をいたしまして、年齢の引き上げとか、参集範囲の広がりとかそういった努力をして確保しているところでございますので、必要な人的な人材につきましては、確保するよう努力してまいります。 ただ、賃金だけが全てだとは思っておりません。
議 長	梅田議員
梅田議員	人件費、賃金だけが全てではないと、それも一つの要点ではあるかもしれませんが、やはり人というのは賃金の高いほうに流れる傾向にはございますので、その賃金、報酬アップに関しては今後考えていかないと、人材の確保というのはなかなか厳しい面があると思いますので、ぜひその点は検討の中に含めていただきたいというふうに思っております。 私が御相談を受けました方の子どもさん、現在5歳で保育所に通ってございますが、2020年度には小学校に入学予定でございまして、やはり地元の小学校に入学したいという気持ちは当然お持ちでございます。 そういうことで、学校現場での今後の看護師確保というのは大丈夫なのかなというふうに懸念するわけでございますが、この点について今後の取り組みをお尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 今後の対応につきましては、教育委員会や学校だけでなく、主治医や保護者など医療的ケアを必要とする子どもに関わる者、それぞれが連携して医療的ケアの実施に当たることが必要であると考えております。 教育委員会としましては、個別のケースについて学校長を中心とした組織的な体制の整備と、医師、看護師、保護者等の連携協力について関係課と連携を図りながら、学校における医療的ケアの在り方について研究を図ってまいりたいと考えております。
議 長	梅田議員
梅田議員	今後保育所、また学校、小中学校になってくると思いますが、医療的ケアを必要とする子どもさんが入ってこられる可能性というのは十分考えられますので、いろいろ御苦労があるとは思いますが、関係各位の御努力でしっかりこの点、努力をしていただきたい、取り組んでいただきたいことを申し述べて次に移らせていただきます。 通級指導教室のさらなる拡充、教職員配置についてでございます。 現在、三輪小学校にことばの教室、そして情緒的に気になる子どもたちを支援する通級指導教室が開所されており、利用者から感謝されているところでございます。

	ところで、平成29年度決算書によりますと、入級希望者が増加していると記載されております。現在希望しても入れない児童がおられるのか、入れない児童は何人か、それぞれの教室に通級している子どもの人数の推移及び現状を伺います。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 平成25年度のことばの教室開設当初は7名の在籍児童でありましたが、平成30年5月1日現在は、ことばの教室25名、情緒の教室23名、合計48名となっております。年々増加傾向にありまして、通級指導教室に対するニーズが年々高まっております。 また、通級における指導におきましては、個別指導を中心とし、週当たり1から2単位時間の指導を基本としておりますので、そのため2名の指導員がそれぞれの教室で指導に当たれる児童数は限られてまいります。 教育委員会としましては、通級指導教室の増設を検討しております。来年度、指導に当たる教員の増員を県に要望したいと考えているところです。 以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	希望者が多いにも関わらず、現在、三輪小学校各1教室だけです。何らかの障がいのある子どもさんといえますのは、通常学級在籍の約6%いると言われております。今後希望者が増えること、今課長が報告されましたが、それ以上に希望者が増えることは予想されます。夜須地域の小学校にも開所していただきたいという要望もございます。切れ目なく支援を継続させるためには、小学校だけではなく中学校への開所も必要でございます。 さらなる拡充に向けた取り組みが求められると思いますが、さっき県のほうにということをおっしゃいました。当然、県の教育委員会の積極的な働きかけ、要望が必要ですが、この点も含め、今後増員の要望をしているということでございますが、具体的にお尋ねしたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 他校からの通級指導教室の入級に当たっては、保護者による児童の送迎が必要となりますので、保護者の負担が伴うことは事実であります。現在通級に在籍している児童につきましては、先ほど申しましたとおり48名ですが、そのうち三輪小児童が37名、他校児童が11名ということになっております。 教育委員会としましては自校通級児童数の現状も踏まえまして、今後三輪小学校への増設及び夜須中校区での新設について学校と協議の上、検討を図ってまいりたいと考えております。 また、中学校における通級指導教室の開設につきましては、学校及び保護者のニーズの把握に努めまして、設置について検討してまいりたいと考えております。先ほど申しました県への指導に当たる教員の増員につきましては、現在2名を要望しているところでございます。 以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	2名増員を要望していただいているということは一步前進かなとは思いますが、三輪小学校への増設、そして夜須中学校への新設も視野に入れてくださっているということでございますが、現在二人の先生がそれぞれことばの教室、情緒の教室を担当していただいているわけですが、万が一その担当の先生が休まれた場合、代わりの先生が誰もおられないのではないかとこのふうにも懸念しておりますし、子ども

	のためにも、また先生の負担軽減のためにも、先生を複数体制として今後担っていたく先生の育成というのは本当に必要なことだと考えております。 持続可能な教室にするためには、夜須地域そして中学校への新たな教室開設はとても重要なことであると先ほど申し上げましたが、三輪の増設そして夜須の新設、これは具体的にどのようなタイムラインで進めていかれるのか、今後の方向をお願いしたいと思います。お尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 先ほど申し上げましたことばの教室、情緒の教室が今、三輪小学校に各1クラスずつございます。そのことばの教室25名、情緒23名のうち、申し上げましたとおり三輪小学校の児童生徒が37名ということで、限られた指導の中で賄っていくためにはかなりの人数の超過を感じております。 そのために今、県のほうに通級に当たる指導員、教員の2名増を要望しておりますが、まず三輪小学校自校のみで合わせて37名いらっしゃる児童生徒への対応を優先しまして、今後、夜須中学校校区、そして中学校への通級指導については、各学校においてどの程度、もし開設したときのニーズ等がまだ把握できておりませんので、そこのところも調査しまして、今後の設置については計画していきたいと思っております。 以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	三輪小学校への2名増員というのは具体的にいつからなるのか、教室がプラス2教室になると思いますが、具体的にいつからというのがわかりましたら、お答えできましたらお願いいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 県のほうから来年度の学級編制に向けて10月1日を基準日とし、学校基本調査が行われております。それによって、来年の31年の4月に向けての増員を要望しておりますので、県のほうから、これが通れば4月から2名の配置になると思われます。 以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	31年4月に向けて速やかに開所できますように祈っております。これまで2名増員に向けた県への働きかけを教育委員会としてしっかりしていただいておりますことに感謝したいと思います。 今後支援を必要とする子どもが安心して通級できる体制の整備を実現していただきますように、夜須地域、また中学校をよろしく願いして、次の質問に移ります。 子どもの居場所整備についてでございます。 こども支援センターあいあい、たんぼぼのスペースを拡大し、子育て世帯が使いやすい施設として整備できないか。例えば児童館、こどもの城などのようなものとしてですね。これは6月議会に引き続いての質問であります。あいあい、たんぼぼの子育て支援センターを利用しやすい施設にしてほしいという子育て世代の母親の意見、要望があります。 現在、両センターは親子の相談や遊び、イベント等に一生懸命努力いただいていることは理解しております。当然、全ての利用者が満足する施策というのはあり得ないことではございますが、使用する親子の満足度を現在どのように認識、捉えられているのか見解をお伺いいたします。
議 長	こども課長

こども課長	お答えいたします。 満足度という御質問ですが、そのパーセンテージにつきましては、ちょっとまだ調査をしておりませんので申し上げられませんが、子育て支援センターの利用状況について29年度決算報告のときにも申し上げましたが、広場利用者、お部屋を開放し、おもちゃや絵本とかを自由に使っていただくようなスペースがございます。そういった利用者の数が、29年度は延べで7,024人お越しいただいております。 この数値を今年度で当てはめると、月平均であります。29年度が11月末までの月平均で451名、それから30年度、今年度の11月時点の月平均の利用者が478名で27名の月平均の増になっております。このことから、今の状況でもかなり御満足をしていただいている方もいらっしゃるというふうな受けとめ方でございます。 なかなか100%全ての方には、スペース的な問題、人員配置的な問題でも御不便をかけているところがあるのではないかとこのように感じております。 以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	この二つの施設は、やはり子育て世代の方々にとってはなくてはならない施設ではないかというふうに私も捉えておりますが、どちらかといったら、保護者の声を聞きますと、イベント主体のようでなかなかコーディネートのような、そういう役割を果たしていただけないとか、先生やスタッフがもっと常駐してほしいなど、そういう御意見もあるようでございます。 さらに、このことは6月議会においても、御飯を食べられるようにできないかというふうな質問をさせていただきましたが、そのとき、食事の衛生面、アレルギーがある子どもへの心配があるということでございました。私が判断しますに、その根本の問題といいますのは、やはり施設のそれぞれが狭い、そして広さが十分でないというこのスペースの問題というのが大きな課題ではないかなというふうに思います。 そこで前回も申し上げましたが、昼間余り利用されていない公民館支館をセンターとして活用してはどうかということでございます。公共施設の有効活用というのが言われますが、公民館支館を子育て世代、親子が自由に活用できる児童館、こどもの城的な施設として整備し、有効活用されてはどうかというふうに思います。 公民館支館は御承知のように、2階は運動ができる十分なスペースがございます。悪天候の日や夏場猛暑で外遊びができない状況にありますが、そういうときでも2階は運動ができます。天候に左右されず遊べます。 食事の問題でございますが、1階は部屋数もございますので、ここで食事が十分に摂れるスペースがありますので、そういったもろもろのことを検討しますと、この公民館支館を児童館、こどもの城的な施設として活用していただければ、本当に子育て世代の方たちが100%とはいかなくても、十分満足できる施設になるのではないかなというふうに思っておりますが、その点について見解をお尋ねいたします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 議員がおっしゃいますように、公民館支館につきましては6月議会でも申し上げましたが、子どもが使いやすいように改修をしないとならないような状況もありますし、また、常駐の職員が現在おりませんので、今現在からすれば、不審者などへの対応など安全の確保が現状ではできない状況があるかと思います。 また、子育て支援センターの職員をそちらにも配置となりますと、それだけの人員の確保が必要になってきますので、また保育士の確保など、そういった人材の確保の問題が生じてまいると思います。

	子ども連れでも安心して利用できるような公共施設になりますと、今のトイレでありますとか、バリアフリーでありますとか、空調でありますとか、少し手を加えないといけないところがあるかと思います。 今後ですけれども、先ほどの公共施設の利用でもお話があっておりましたけれども、いろいろな改修や施設整備など町全体として今後研究して検討していく課題だと考えております。 以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	赤ちゃんの駅へのふるさと納税、浄財がございますが、事前に企画課長にお尋ねしますと、使えるお金というのが約2,000万円ほどあるというふうに伺っておりますが、これを利用して施設整備に役立てたらどうかというふうにも考える次第でございます。 町長も子育て世代の保護者の方と意見交換をする場においていただきまして、さまざまな生の声を聞いていただきましたけれども、そのときに高齢者のためにはめくばり館、コスモスプラザ敬老館、二つも施設があるのに、食事もそこではできないのに、子育て世代の方たちのセンターでは食事できないし、もう少しどうにかできないかという御意見がございました。 この点も踏まえまして、町長に見解をお尋ねいたします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 先日、本当に子育て世代のお母さん方から約10名いたでしょうか、訪問を受けまして懇談をさせていただきました。その折に私も率直に意見を伺って感じたことは、都会といいますか、福岡都市圏のほうから越された方と、今までおられた方と、違うところから越された方、それぞれ認識が若干違うんだなということを思ったところであります。言われたのが太宰府の子ども館でしょうか、非常に立派なものがあるということでもございました。私も一度見学に行きたいと思っております。 そういった中で、今議員から質問がありましたように、今の施設を有効活用するというのは極めて重要だと思っております。絶えずその折に必要なものであれば考え方も変更してでも取り組んでいくべきだろうと思っております。 今年の災害の折にも災害で三輪地区で本当に避難所として適当なのはめくばり館ではなくて、むしろリブラであったということが体験的に我々も学びましたので、そういったことも含めて今の施設利用は考えていかなければならないと思っております。 今言われましたように、一つの施設を有効活用するというのは極めて重要だと思っております。今の意見等も参考にさせていただきながら、今後検討していきたいと思っております。 ふるさと納税につきましては当然、寄附された方々の思いは子育て支援であります。その思いに沿って、目的に沿って財源として充当させていただきたいと思っております。
議 長	梅田議員
梅田議員	赤ちゃんの駅のふるさと納税の使い方も含めて、ぜひ今後、子育て世代の方たちが安心してこの筑前町で子育てができますようにしっかり対応していただきたいことをよろしくお願いを申し上げます。 次に移ります。 避難所指定の学校体育館への空調設備についてでございます。 今年は異常とも言える高温の夏が続きました。全国的には普通教室に空調整備が

	されていない学校が多くある中で、筑前町では幸いにも、既に小中学校普通教室には空調が整備されております。この普通教室の空調整備におきましては、私も何度か議会質問させていただいて推進をお願いしたところでございまして、生徒たちの学習環境に、この夏、クーラーが大いに威力を発揮して本当によかったなと思っております。 夏場、冬場の体育館での体育授業や部活動時の空調対策はどのような対策をされているのか伺います。大型扇風機、ストーブ等も使用されていると思いますが、その点も含めて伺います。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 町内小中学校の空調整備につきましては、平成26年8月に全ての普通教室において設置を完了いたしております。学校体育館に関しましては、空調は設置されておりますが、各学校において暑さ、寒さの対策としては大型扇風機や大型ヒーター等を利用することにより、対応をさせていただいております。 また、集会や講演会などについては、ランチルーム等を活用しまして環境改善に努めているところでございます。 以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	夏場、体育館での授業や活動は、扇風機よりもクーラーのほうがとても快適であるということは当然と言えます。各学校体育館は災害時の避難所に指定されております。災害がないことが一番でございますが、近年の異常気象は想定外、思いもよらない被害、災害をもたらすことは残念ながら本町においても例外ではないことが今年7月、豪雨災害発生で改めて思い知らされました。 避難所に指定されております学校体育館は、発災時には多くの人であふれることが予想されます。体育館の空調整備をぜひとも前向きに検討すべきではないかと考えますが、その点について見解を伺います。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えをいたします。 災害時の学校体育館へ空調設備をとということでございます。うちのほうから回答させていただきます。その前に、現在どういうふうに対応しているかというところでの現状の状況を説明したいと思います。 現在、災害が起きた場合については、町にある各施設を避難所として使用させていただいております。空調設備が未整備の学校体育館を避難所として使用する際には、その時々々の温度、環境等に応じまして、現在備蓄している機器の中から石油ストーブ、扇風機を設置し、あわせてレンタル機材としてスポットエアコン、ジェットヒーターなどの機材を災害時の協定書に基づきレンタルで提供を受け、対応をいたします。現施設の機能を活用しながら、ケースに応じてその不足する部分を備蓄品やレンタル機材を設置して対応していくものでございます。 また、空調施設が整っている避難所もありますので、そちらへ移動していただくなど、臨機応変に対応して避難者が少しでも快適に避難所生活が送れるよう配慮していくところです。 議員がおっしゃる学校体育館へ空調設備をとということでございますが、これについては、避難所としての使用日数というのは不確定でございますけど、使用する関係部署等と連携いたしまして常設による効果、そして対して恒常的に費用がかさむデメリット、このあたりについて費用対効果を始めとしてさまざまな観点から十分に研究する必要があると思われまます。 今後は、有利な財源補助など国の動向を見守りながら、避難所として学校体育館に

	ついてよりよい方法を研究してまいるところです。御理解をお願いします。
議 長	梅田議員
梅田議員	本町と東京都では財政規模、財政状況、全く違うわけでございますが、東京都は補正を組んで来年度までに学校体育館への空調設備をするというふうに聞いております。 今回、私がなぜこの質問を取り上げたかといいますと、体育館のエアコン設置には総務省所管の緊急防災減災事業債が活用できるということでございます。この緊急防災減災事業債は避難所指定を受けている小中学校の体育館で活用でき、自治体の実質的負担は30%であるそうございまして、この起債は2020年度までの事業とされているということでございますので、この起債を利用いたしまして体育館への空調設備に早目に取り組むべきではないかなというふうに考えたわけでございます。 ぜひ、研究検討をお願いしたいと思いますが、町長に見解をお伺いいたします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 本町がいち早くと申しますか、平成26年度に空調施設を導入いたしました。その折に一番心配いたしましたのが、その後の維持費でございます。維持費の計算をいたしますと、今までの経費よりもそう増額にならないということが計算できましたので、あの時期での取り組みにもなったわけでございます。 一番心配しますのは初期投資、その後の負担を国も面倒見てくれるのかということも大きな一つの要素でございまして、そのことも十分注視しながら動向を見ていきたいと思っております。 確かに今言われました事業は極めて有利な制度だと思っておりますけれども、その後の維持費についてどのように国は負担していき得るものなのか、そこまでも見極めていきたい、検討をしていきたいと思います。
議 長	梅田議員
梅田議員	しっかり検討をお願いしたいと思います。 部活動や体育授業環境の改善、そして発災時、避難所生活者の環境、質を高めるため、今後、本当に今申し上げましたように、前向きに、速やかに検討をよろしく願いいたします。 以上で私の一般質問を終わります。 最後に、将来にわたるさまざまな課題は山積しておりますが、町民の皆様の平安と筑前町のますますの発展を今後は一住民として願い、祈念していきたいと思います。 以上で終わります。ありがとうございました。
議 長	これで12番 梅田美代子議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をします。 午後1時より再開します。 (11:18)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (13:00)
議 長	14番 河内直子議員
河内議員	14番河内です。 通告に基づき順次質問させていただきますが、その前に通告書の訂正をお願いしたいと思います。 子どもたちを取り巻く問題についての(1)学童保育所について、①指導員の確保

	は大丈夫なのか、の「指導員」を「支援員」に御訂正ください。全国的には「指導員」「支援員」という名称を使っていますが、筑前町では「支援員」で統一しているということで、よろしくお願いします。 さて、今回は大きく2点、子どもたちを取り巻く問題と暮らしを守る取り組みについてお尋ねをします。 まず、学童保育所についてお尋ねします。 学童保育所は、共働きやひとり親家庭などの小学生が学校がある日は放課後の時間を、そして学校が休業日の土曜日や夏、冬、春の長期休業日は朝からの1日を過ごす施設であり、家庭と同じように過ごせる生活の場であることは言うまでもありません。子どもたちは学校から「ただいま」と帰ってきて、支援員は「お帰り」と子どもたちを迎えます。その支援員の確保が全国的にもなかなかできないという状況になっています。 筑前町でも支援員の確保が困難ということで、広報ではもちろん、議会だより「うぐいす」でも1ページを割いて支援員募集の記事を掲載してきました。現状では支援員の確保はどうなっているのか、まずお尋ねをいたします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 放課後児童クラブ、通称学童保育と呼ばれておりますが、その現状について説明をさせていただきます。 支援員の配置につきましては、児童福祉法に基づき厚生労働省が放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を策定し、放課後児童クラブ運営指針に示されております。その中で支援の一つの1単位としては、規模としておおむね40人以下とし、その支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員を置かなければならないとされています。 筑前町の現在の配置状況ですが、中牟田小、三並小の合同学童保育では入所児童数、現在65名です。これは2単位に当たります。それで支援員が4名です。それから東小田小学童保育では63人で、これは2単位に当たります。こちらは支援員が5名です。三輪小学校は第二学童も含めまして今77名が在籍しており、2単位となります。こちらには支援員が6名おりまして、合計15名となっており、人数基準は満たしておるところです。 障がい児や気になる子どもなど配慮が必要な児童も増えておりますので、また、三輪小学校の第二学童対応など児童の現状に合わせた人数配置を行っているところ です。 このうちの15名中の1名が、30年度の今年度6月広報や8月の議会だよりにも掲載していただきまして、1名を採用することができており、学童保育がさらに安全に安心して過ごせる生活を守ることへの充実を図っているところ です。 以上です。
議 長	河内議員
河内議員	支援員は足りているということで安心をしました。 待遇のよい職場には人が集まります。子ども・子育て支援法では、法律の附則に支援員の処遇改善、人材確保の方策の検討が盛り込まれています。 支援員の処遇改善、人材確保についてどのように考えているのか、見解をお尋ねします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 支援員の処遇改善及び人員確保についてですけれども、今後、学童保育の利用者が

	増加することが予想されております。また、配慮が必要な児童も増えていることから支援員の継続的な安定雇用が必要であります。 委託先であります社会福祉協議会にも定年制がございまして、31年度末で退職者があつたり、また今後は利用者も増えることなど、こうした支援員の確保のための処遇改善につきましては31年度より社会保険の導入について安定雇用のために委託料に加算した予算化を検討しております。 また、給与等に関しましても副主任手当や賃金改定など現場と協議しながら予算化を検討していきたいと考えております。 また、人材確保のためには広く広報活動などを委託先と協議して、現場に沿うような形で検討していきたいと思っております。 以上です。
議 長	河内議員
河内議員	今、課長も言われましたが、今、筑前町では年間100戸ほどの新築住宅が建てられていると聞いています。今後若い世代、共働きの方たちの世帯が増えてくると予想されます。学童保育の需要も増えてくるのではと思われます。 市町村には保護者が必要な利用ができるように情報の収集、提供、相談、助言、あつせん、調整等を行う義務が課せられています。学童保育所は放課後の子どもたちが安心して過ごせる居場所です。また、働いている親にとっては安心して働くことと子育てを両立できるかけがえのないところです。 全国的には支援員が集まらず開設できないというところも出てきています。学童保育を必要としている全ての世帯が利用できるよう、必要な手だてをとっていただくことをお願いし、次に進みます。 次に、いじめ問題についてお尋ねをします。 筑前町では、平成18年10月の三輪中で起きてしまった悲しい事件を重く受けとめ、いじめ問題については二度とあのような悲惨なことは起こさせないと、さまざまな取り組みを行ってきたことは皆さん御承知のとおりです。 全国では、いまだにいじめを苦にした子どもたちの自殺が後を絶ちません。ニュースを耳にするたびに心が痛みます。未来ある子どもたちの命をみずからの手で奪うということは絶対にあってはなりません。 質問に入ります。 まず、実態についてお尋ねをしますが、いじめとして教育委員会に上がってきている数は過去3年間どのように推移しているのか、できれば各学校ごとの件数をお尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 まず、いじめの認知件数についてですが、平成27年度が東小田小学校2件、三輪中学校1件、夜須中学校1件の計4件でございます。28年度は三輪小学校1件、東小田小学校1件、三並小学校1件、三輪中学校2件、夜須中学校3件の8件、29年度は三輪小学校4件、東小田小学校1件、中牟田小学校1件、三輪中学校3件、夜須中学校5件の14件という状況にあります。 増加傾向にある要因としましては、毎月行うアンケート調査や保護者からの連絡、先生たちの観察等によっていじめ発見に対するアンテナが高くなり、認知率が上がっているものと考えられます。 いじめ問題において大切なことは、早期発見、早期対応であります。件数の増加は教職員の意識が年々高くなっていることの表れであり、目が行き届いていることの証であると考えています。

	いじめの内容につきましては、悪口を言う、仲間外れ、たたく、SNSによるもの等が挙げられます。いじめの事案に関しましては、学校全体で組織的に対応することが重要であり、校内指導体制や教育相談体制を整備し、組織的、継続的な取り組みに努めております。 以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	今の数字をお聞きしても、まだまだいじめはなくなっていない、残念で仕方ありません。 それでは、教育委員会への各学校からの報告はどこまでされているのか。例えば校内で解決済みという事案についても報告されているのか、お尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 いじめ防止対策推進法のいじめの定義にのっとりまして、解決済みの事案につきましてもいじめと認知されたものについては全て教育委員会へ報告していただくよう指示しております。報告はいじめの概要だけでなく、学校の措置、家庭、関係機関との連携状況等の確認も行っております。 そして教育委員会としましては、見守り期間の3カ月間は被害児童生徒の様子や出欠状況、保護者の様子等を確認しながら解消へ至るまでの指導と支援を行っております。また、いじめと認知されていないものであっても、学校から上げられる長期欠席等に関する情報からいじめとの関連性についても精査しておるところでございます。 以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	解決済みの事案も報告されているということですが、担任が校長先生に報告しない限りそれは上がってきません。 先日、小学4年生の子どもさんを持つお母さんから「子どもが学校に行きたくないと言っている、いじめがまだ続いているようだ。担任の先生からは電話で相手の保護者とも話をし、子ども同士も仲直りしましたと言われたけれど、校長先生は御存じないのかな」と相談があり、早速校長先生に面会し、事の顛末をお話しさせていただきましたが、校長先生は担任からの話は聞いていないということでした。校長先生は「今後、私も十分気をつけて見守ります」ということでした。 いじめは早いうちにその芽を摘んでしまうのが一番です。長引けば学校に行きたくない、行ったらまた嫌な目に遭う、不登校につながります。各学校内でいじめの問題について共有はできているのか、お尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 各学校ともに校内における共有化は図られていると認識しております。各学校においては、それぞれの学校におけるいじめ防止基本方針や学校の取り組みを具体化するための生徒指導推進計画を作成しております。これらを全職員に対して意識化、共有化を図っております。 日常から学校においては児童生徒とコミュニケーションを取り、アンテナを高くしながら、小さなことでもキャッチできるよう努めていかなければなりません。また、キャッチした情報は共有化を図るために報告、連絡、相談等の体制整備が重要となります。しかしながら、いじめの認知に当たっては、こんな事案までとか、1回きりだからと自己判断によって報告を怠るようなことがあるようであれば、予期せぬ方向に推移することもあり得ることです。 そのため、児童生徒間のトラブルはささいなことも含め初期段階のいじめにあつて

	も担任任せにするのではなく、学校が組織として把握し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげるよう学校長のリーダーシップのもと改めていじめに対する対応と報告体制を整備する必要があると考えております。 継続的な指導の中でいじめではないかと判断したときは事実確認を行い、速やかに教育委員会に報告するように徹底していききたいと思います。また、教職員の資質の向上を図り、教職員自身の感受性や共感性を高めることを目的とした実効性のある研修会の充実も必要であると考えております。 以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	14番河内です。 先ほど例を出しましたが、そういう事案があるということで、各校長先生にも教職員の方に、ささいないじめでも全て報告するよう教育委員会のほうから徹底をしていただきたいと思います。 一人の目より大勢の目で気を配ることが大切です。公然と言われることはなくなりつつありますが、いじめられる子にも弱点があるという意見が子どもたちを含めて根強くありますが、いじめは暴力であり、人権侵害であるという観点から、これは克服していく必要があると思います。 弱点がない人間はこの世の中には一人もいません。そして、どんな弱点を持っていてもそれがいじめの理由にはならない、また、してはならないことです。多くの保護者、子どもたち、教職員、住民の皆さんはいじめの問題に心を痛めています。 子どもたちが生き生きと学び、遊び、そして成長できる筑前町にしていきたいため、今後とも力を尽くしていただきたいと思います。私も一緒に頑張ってまいります。 それでは、次の質問に移ります。 次に、暮らしを守る取り組みについて2点お尋ねします。 まず始めに、道路の拡張についてお尋ねをいたします。 間片交差点改良については、先の議会で木村議員からも計画について質問があつています。課長の答弁に沿って質問をさせていただきます。 間片交差点近くの大又踏切内とそれにつながる町道は本当に道幅が狭く、車の離合が困難な状況です。整備のためにはJR筑豊線の大又踏切の改良、あるいは家屋の補償等もあり多額の費用を要する。引き続き県や関係機関と連携しながら今後改良を進めていきたいという答弁でした。 大又踏切はどんな改良を計画しているのか。また、踏切の幅に規格はないのか、お尋ねをいたします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 事業を取り組む上においては、特に用地補償を伴うものにつきましては、関係地権者の御同意、あるいは地元協力が必要不可欠であるというふうに考えております。 さて、議員御質問の間片付近の道路整備についてでございますけれども、本年の6月議会の一般質問でもお答えをさせていただいておりますように、この付近の道路の状況につきましては、議員のほうからお話がございましたように、幅員が狭く、JRの踏切もございます。さらに国道部の交差点事故の発生件数も多いという状況ではございますけれども、町あるいは県も同様に把握はしております。現段階では抜本的な解決には至っていないのが事実でございます。 町としましては、県に対して国道部の歩道計画とあわせてこの間片交差点改良につきましても要望をいたしております。県も町も県事業とあわせて接続するこの東西の町道部におきましても、将来、町としては町道部の拡幅計画は持っておりますけれど

	も、しかし整備をするためには、先ほど議員のほうからお話がございましたように、ＪＲ筑豊線の大又踏切の改良、用地買収や家屋の補償等もあり、多額の費用を要する事業でございます。現段階では、事業負担等を考えますと県事業と一体的に整備したほうが得策であるというふうに考えておるところでございます。 そこで、踏切改良の件でございますけれども、具体的には詳細設計あるいはＪＲとの協議等は行っておりませんけれども、はっきりとしたことはこの場では言えませんけれども、大又踏切の改良につきましては、まず鉄道管理者であるＪＲとの協議が必要になってくるわけでございます。 踏切改良となると、考えられますのが、鉄道管理者の条件として鉄道見張り人などを配置しなければならないということもございすし、列車事故防止のために鉄道管理者に委託をして工事を進めなければならないようになっておるところでもございます。 今後、改良する際は、町とＪＲとで施行協定書を交わす必要がございます。それから、踏切の拡幅の規模までの詳細、あるいは規格等の要件につきましては、協議の段階で示されるというふうに思いますけれども、一般的に道路構造令から言えば、例えば鉄道との平面交差によりますと交通量の関係あるいは交差角、例えば４５度以上とか、見通し距離の問題、そういった区間等の問題もございすし、ほかにも横断勾配等の制限等もございす。詳細の規格等についてはＪＲとの協議を行う必要がございます。 したがいまして、計画の際は、町の拡幅計画にあわせて事前協議が必要であろうというふうに考えております。 交差点から東側の住宅地の前の道路は約６メートルの幅員がございます。詳細までは今の段階ではわかりませんが、協定の内容にもよりますが、鉄道社側からの道路幅員的には恐らく縛りはないというふうに思いますけれども、町としては同程度並みの幅員になろうかというふうに考えているところでございます。 以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	踏切の南側というか、旧道を挟んで南側は田んぼになっています。が、田んぼ側のほうが補償費用が少なく済むのではと思うのですが、見解をお尋ねします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 確かに議員が言われますように、用地と建物の補償を考えますと、田んぼ側に広げたほうが費用が少なくなるかもしれませんが、先ほど申し上げましたように、全体的なことを考えますと、県の交差点改良計画にあわせて取り組んだほうが得策であろうというふうに考えております。 まず、地権者の同意が原則ではございますけれども、仮に先行して町が改良しても、先ほど申し上げましたように交渉事が二度になる可能性もございす。そのあたりは慎重に進めるべきであるというふうに考えております。 以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	地権者の方は筑紫野市の方と伺っていますが、筑紫野市との協力はできないのかお尋ねをいたします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 道路管理者がどこかによって事業主体は異なりますけれども、この場所が行政境でございす。改良する際におきましては、今後警察との協議も含め、県も、例えば那

	珂県土、町も筑紫野市との協議も必要になってくるわけでございます。 改めて計画を立てる上におきましては、当然お隣の市との協議もさせていただきますし、あわせて御協力もお願いしたいというふうに考えております。しかし、現段階では拡幅しようとする道路に隣接する土地自体がほかの自治体分であっても道路自体が町、いわゆる町道部になっておりますので、事業主体は基本的に町であるというふうに考えております。 今後、計画の見通しが立てば、先ほど申し上げました事前協議も含めて関係機関等への御協力をお願いしたいというふうに考えております。 以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	この改良に当たって、町の負担はどのぐらいと見込んでいるのかお尋ねをいたします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 道路拡幅改良費の町負担につきましては、以前、概算にて試算をいたしておりましたけれども、それから数年たっておりますので、詳細の額まではちょっとわかりませんけれども、測量設計委託関係あるいは物件補償、用地費、先ほど言ったＪＲの拡幅工事等が考えられますけれども、約５，０００万円以上はかかるのではないかとこのように見込んでおります。さらに交差点改良も含めると、それ以上かかるのではないかとこのように考えております。 今後、町としても合併特例債の期限、限度額等の関係もございますので、なかなか財源的にも厳しくなってきたというふうに予想されます。新たな財源も研究する必要もございますし、今後は、交差点改良を含めた県との一体的な事業を改めて要望したいというふうに考えております。 町としても引き続き、安全安心な、新設を含め道路改良を進めていきたいというふうに考えております。御理解をお願いいたします。よろしくお願いします。 以上です。
議 長	河内議員
河内議員	１４番河内です。 歩行者用の信号機がついてからも事故が多いとお聞きしています。一日でも早く改良ができることを願い、次に進みます。 次に、小規模企業振興条例の制定についてお尋ねをします。 この条例制定については、昨年、平成２９年９月議会において山本久矢議員からも条例の制定を求める質問がされています。それを踏まえ、質問します。 中小企業振興基本条例というのは、地方自治体が地域の中小企業の役割を重視し、その振興を行政の柱とすることを明確にするために策定される基本条例です。名称は自治体により異なりますが、２０１４年、平成２６年６月に政府が小規模企業振興基本法、いわゆる小規模法を制定して以降は小規模企業の名称が入った振興基本法が増えています。 福岡県でもそれを受け、翌２０１５年、平成２７年に中小企業振興基本条例、中小企業基本計画が策定されています。中小企業基本法による中小企業の定義は、例えば製造業で言えば従業員３００人以下ですが、小規模法によると従業員２０人以下です。同じく基本法では卸売業では１００人以下、小売業では５０人以下、サービス業では１００人以下となっていますが、小規模法では商業、サービス業では５人以下となっています。 これまでの中小企業政策が、どちらかというと地域の中核となる中小企業支援に重

	点が置かれていたことに対する反省も踏まえ、中小企業の多数を占める小規模企業、筑前町では78%ということですが、その小規模企業の振興について、その基本原則、基本方針、その他の基本となる事項を定めることを目的にしています。 多くの条例が地域における中小企業の役割、中小企業振興への自治体の責務、中小企業者等の責務、市民の責務などについて触れていますが、理念条例として自治体の考え方を示しています。 昨年9月の課長答弁では、研究したいということでしたが、どの程度、研究、検討されたのかお尋ねをいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 中小企業振興条例の件につきましては、今までさまざまな研修会や会合のほうに出席をいたしまして、福岡県下の状況、あるいは近隣自治体の担当者との情報交換などを行っておるところでございます。 その中で、現状では福岡県が実施する中小企業のさまざまな振興施策について協力をするという自治体がほとんどでございました。その理由の一つに、現在、県下で制定されている自治体が福岡市、北九州市などの政令指定都市を除いてそのほとんどが旧産炭地域の自治体でございます。 国のエネルギー政策転換による石炭産業の衰退に伴い、景気低迷、人口の流出から産業の転換、人口流出の防止など自治体の最重要課題と位置づけをされている自治体でございまして、本町の重要課題とは内容が異なると考えておるところではございますけれども、今後とも引き続き、調査研究は続けていきたいと考えておるところでございます。 以上です。
議 長	河内議員
河内議員	町長にお尋ねします。 条例制定の意義は、自治体自身が中小企業ないし産業の振興をするという立場を内外に明確にし、行政のスタンスを示すことにより行政の姿勢の連続性を保障するという点にあります。 基本条例に基づき、中小企業等の振興を図るために、まず実態調査を行い、産業振興会議等でプランを練り、PDCAサイクル、プラン（計画）、ドゥ（実行）、チェック（評価）、アクション（改善）を回すという取り組みが先進の大阪八尾市、北海道帯広市等では進められてきています。 中小企業振興への行政のスタンスを示すという意味でも制定が必要と考えますが、町長の見解をお尋ねします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 労働行政につきましては、町村レベルではなかなか困難な問題があるということも御承知おきいただきたい。例えば福祉事務所、これは市以上については義務づけられておりますけれども、町村等には義務づけられておりません。そこまで町村のなかなか体力といいますか、体制が整いにくいということがその理由だと思っております。 そういった自治体はどのように対応するのかというと、まさに県の出番だろうと思っております。県がそういった町村等の思いを取りまとめたしまして、県条例によって指導するというのが町村としては非常に頼りにしているところでもございます。 この条例につきましては、条例制定するに当たっては、仮に理念条例であっても体制整備が前提でございます。実行できないような条例だったら制定することは無理だと思っております。そういったことで、条例の重みを十分認識しながら研究はしてい

	きたい。ただ、基本的に中小企業等の事業が推進されますことは考え方としては全く異存ないところでありまして、商工会等への連携、並びに県市等との連携、そのことを十分考えながら研究していきたいと思います。 以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	安倍首相は、来年１０月から消費税を１０％に引き上げると言っています。消費税は輸出大企業には濡れ手にアワの莫大な還付金をもたらす一方、庶民には１世帯当たり年間８万円もの増税となり、ますます消費を冷え込ませます。 しかも所得の少ない人ほど負担が増え、貧困と格差がさらに広がるだけです。そればかりか、今度の増税は複数税率、インボイスの導入とセットになっています。福岡国税局の２０１７年統計によりますと、個人１９万７,０９９の事業者のうち課税事業者４万８,２３９、免税事業者、推計は１４万８,８６０事業所にも上ります。 法人では９万５,１１６業者のうち、課税事業者は６万９,１９１、免税事業者は２万５,９２５、合計で法人２９万２,２１５、課税事業者１１万７,４３０、免税業者１７万４,８４５。全国では、個人、法人合わせて５００万近くが免税事業者と言われています。福岡県下では１７万４,７８５が免税事業者です。 インボイス、つまり適格請求書の導入は２０２３年１０月からとなっていますが、これには消費税額を１０％の品目、８％の品目、それぞれに分けて記載し、税務署から付与された登録番号を記載することになっています。 免税事業者は登録番号をもらえないため、インボイスが発行できません。現在課税事業者は仕入れにかかった消費税を帳簿記載だけで仕入れ税額控除が受けられるようになっていますが、２０２３年から導入される予定のインボイスで２０２６年９月まで仕入れ税額の８０％、２０２９年９月までは５０％、２０２９年１０月からは控除が一切できなくなります。今から１０年後です。 インボイスが発行できない事業者は取引から排除されてしまうおそれが出てくるのではないのでしょうか。町内の免税事業者を守り、その振興を図る上でも条例制定の必要があることを申し述べ、この質問を終わりますが、最後に町長へ一言申し上げたいと思います。 安倍自民・公明政権は多くの国民の声を無視して次々と国民の望んでいない法案を数の力で強行採決しています。国民の声を聞く耳を持っている田頭町長です。国の福祉切り捨て政治から町民の命と暮らしを守る防波堤として奮闘していただけると信じ、私の今期最後の一般質問を終わります。 ありがとうございました。
議 長	これにて一般質問を終結します。
散 会	
議 長	本日はこれにて散会します。 お疲れさまでした。 （１３：３９）